

「第4次大阪府子ども読書活動推進計画（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

【募集期間】

令和3年1月21日（木曜日）14時から 令和3年2月19日（金曜日）まで

【募集方法】

電子申請、ファクシミリ、郵便

【提出人数・意見数】

- ・ 3名から計5件（うち意見の公表を望まないもの0件）のご意見をいただきました。
- ・ このほか、意見募集の趣旨に馴染まないご意見が1件ありました。
- ・ 寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。
- ・ お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

No	ご意見	大阪府の考え方
1. 第1章 第4次大阪府子ども読書活動推進計画の策定にあたって		
1	<p>小中学生が長期休業中に普段できないような読書の活動を行うべきだが、年々夏休みが減っていて、読書活動の妨げになっている。読書活動推進のために、夏休みや冬休みなどの長期休業を以前のように増やして、ギスギスした社会をもっと明るく楽しく輝ける子ども時代を作るように、方針を転換していくべき。</p>	<p>小中学校の長期休業については、小中学校の設置者である市町村教育委員会において定めることになっております。</p> <p>家庭や図書館など地域での読書活動については、「第4次大阪府子ども読書活動推進計画（案）」に生活の場ごとの役割と取組例を例示し、全ての子どもが様々な場所で読書活動ができるよう取組を進めることとしています。</p>
2. 第2章 第3次計画の取組結果と課題		
1	<p>学校での読書活動推進の取り組みを強化するのであれば、多忙化してブラックな職場と言われている教育現場での教員数増員について、課題として挙げていくべき。学校で取り組むという看板だけでは、意味がない。ソフト面の強化について、府知事や教育長が考えていくべきだと思います。</p>	<p>教員の配置にあたっては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」による定数を基本として、各学校の状況を勘案の上、配置しているところです。</p> <p>学校での読書活動を推進するため、府では、司書教諭や学校司書、学校教員等を対象に、読書フォーラム等を開催し、学校図書館を活用した主体的な学びを進める取組の好事例を周知しています。</p> <p>「第4次大阪府子ども読書活動推進計画（案）」においては、児童生徒が中心となって取り組む読書活動や学校図書館の整備等、学校での読書活動の取組が進むよう事例を紹介しています。</p>

No	ご意見	大阪府の考え方
3. 第3章 第4次計画の基本方針と重点的な施策		
1	<p>大阪府として、学校での読書活動の推進に真剣に取り組んでいくのであれば、全学校に専任の司書教諭を配置したり、司書教諭の授業数軽減などをしたり、具体的且つ効率的な取り組みを重点的な施策として追加してほしい！！</p>	<p>府では、市町村教育委員会に対して、「学校図書館法」（昭和28年法律第185号）及び「学校図書館司書教諭の発令について」（平成15年1月文部科学省通知）に基づき、司書教諭の配置及び発令を行うとともに、司書教諭を中心に、全ての教職員による学校図書館の運営体制を確立することを求めています。</p> <p>府立学校では司書教諭を配置し、「学校図書館運営体制の基本方針」に基づき、図書館運営を全教職員協力のもと行うこととしています。</p> <p>「第4次大阪府子ども読書活動推進計画（案）」においては、重点的な施策6の「大阪府子ども読書活動推進会議体制」に基づき、学校での読書活動の課題等を共有するとともに毎年度事業計画の内容を検討し、子どもの読書活動の取組を進めます。</p>
2	<p>P.23、29～32 子どもに本を届けるネットワークの整備、生活の場ごとの読書活動事例について</p> <p>児童生徒が本に触れあう場として、一番身近なものが、学校図書館であると思います。その学校図書館を活用して魅力あるものにし、子どもと本をつなげるためには、専門専任の司書が必要ではないでしょうか。読書というのは、読み物を読むだけでなく、興味のあるものに触れることも読書であると読書の位置づけに書かれています。児童生徒だけでは、知識も経験も少ないので、興味あるものにたどり着くのは難しいと思われませんが、司書がいれば、その手助けができると思います。庁内子ども読書活動推進会議において、司書配置されている事例、子どもと本をつなぐこと、興味を持って資料を活用することなど、読書につながる情報を共有していただき、府内の子どもたちが、本に親しむことのできる環境づくりをしていただきたいと思います。</p>	<p>府では、市町村教育委員会に対して、「学校図書館法」（昭和28年法律第185号）及び「学校図書館司書教諭の発令について」（平成15年1月文部科学省通知）に基づき、司書教諭の配置及び発令を行うとともに、司書教諭を中心に、全ての教職員による学校図書館の運営体制を確立することを求めています。</p> <p>また、司書教諭や学校司書、学校教員等を対象に、読書フォーラム等を開催し、学校図書館を活用した児童・生徒の主体的な学びを進める取組の好事例を周知しております。</p> <p>「第4次大阪府子ども読書活動推進計画（案）」においては、児童・生徒による主体的な読書活動や学校図書館の整備等、学校での読書活動の取組が進むよう事例の紹介とともに、フォーラム・研修の実施や、府のホームページで読書情報の発信をすることとしています。</p>

No	ご意見	大阪府の考え方
3	<p>P14「第2/視点」「第3/計画における読書の位置づけ」 「読書」の定義・概念について従来より広く捉えんとするものの、楽しみのための読書にとどまり今ひとつ弱い感がある。「本に学ぶ」の部分をより強調し、理科社会系の調査探究、芸術的創作活動に活かすための鑑賞などにも縦横に利用する「読書」のあり方も提言するべきではないか。</p> <p>P19「第7/府の重点的な施策と具体的方策」 「国際児童文学館の資料展示・イベントの実施・国際児童文学館が所蔵する国内外の貴重な資料を活用することによる読書への関心を高める取組の実施」とあるが、展示・イベントにとどまらず、同施設の貴重な資料と研究成果、専門司書の知見を存分に生かし、府内各自治体への研修・研究会を更に普及させてほしい。</p>	<p>「第4次大阪府子ども読書活動推進計画（案）」では、発達段階や生活の場に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境整備をするために、大阪全体で取組めます。</p> <p>ご意見の「本に学ぶ」については、計画（案）に示している5つの取組の柱に基づき、子ども一人一人の発達段階や生活の場に応じて、本の内容を読み取ったり、必要な情報を活用することができるよう、読む力、読み取る力、考える力の育成に取組むこととしています。</p> <p>府立中央図書館では、国際児童文学館資料の展示・イベントに加え、府域の図書館職員や学校司書、司書教諭、読書ボランティア等を対象に「子どもの読書活動推進支援員養成講座」や「新刊紹介」講座を毎年実施しております。</p> <p>「第4次大阪府子ども読書活動推進計画（案）」では、これらの取組を重点的な施策1及び5で掲げ、今後とも継続していきます。</p>

No	ご意見	大阪府の考え方
3	<p>P23 重点的な施策 5 子どもに本を届けるネットワークの整備 このネットワーク形成において司書教諭および司書資格をもつ学校司書の全校一律配置と定期研修の保証は必須であり、特に中学高校において尚一層の努力が望まれる。また、特に中高生に向けて「時間のない子どもに対する本の紹介」「学校図書館を活用できる時間の確保」が急務と思われるが、放課後の居場所として学校図書館または公立図書館の自習室を開放することはできないだろうか。</p> <p>P24 重点的な施策 6 子どもの読書活動を進めるための組織の設置 豊中市の充実した図書館施策「とよなかスタンダード」を中高生バージョンにも広げ、更にこれを大阪府府全体のスタンダードモデルにするべきである。</p>	<p>「第4次大阪府子ども読書活動推進計画（案）」においては、読書をする時間のない子どもに対して、インターネットを活用した取組等を実施するとともに、前計画に引き続き、子どもが学校や地域の図書館、家庭など様々な生活の場で読書ができるよう大阪府全体で読書環境の整備に取組んでまいります。</p> <p>市町村立学校については、専門的な資格を有する教員を司書教諭として配置するよう市町村教育委員会に求めています。</p> <p>府立学校では、司書教諭を配置しており、各校が「学校図書館運営体制の基本的方針」や「学校図書館活性化ガイドライン」（平成23年3月大阪府教育委員会）を踏まえて、全教職員の協力のもと、学校図書館機能の維持に努めています。</p> <p>府では、各校の取組の参考となるよう府のホームページに小中学校の「学校図書館を活用した授業実践例」として、学校図書館年間計画モデル例及び実践例を掲載しています。今後、さらに充実するよう努めてまいります。</p> <p>また、府立学校においては「学校図書館活性化ガイドライン」（平成23年3月大阪府教育委員会）において、各学校での取組の参考となるよう教科と連携した学校図書館の事例を掲載しております。</p>